

著作権法〔第2版〕

茶園成樹 編

2016年10月発売／316頁／本体2700円＋税
A5判／並製



詳細を見る



編集
担当者
から

好評の茶園成樹編『著作権法』、待望の第2版が刊行されました。

第2版は、TPP協定締結による改正案への言及や電子書籍に関連する出版権の整備といった法改正への対応や、TRIPP TRAPP事件をはじめとする多くの最新重要裁判例への言及をし、さらに全体を通してより丁寧な記述とする等、ますます充実の1冊となっております。

メディアが高度化した現代社会では、思いもよらない身近なところに、著作権の問題がひそんでいます。一人ひとりが著作権法の基本的な考え方を身につけることが必要な時代といえましよう。本書は、簡単なCASEを要所の導入として置くことで、著作権法の基本を、より具体的にイメージしながら学ぶことができるよう配慮されています。

おすすめの読み方として、節ごとに付されているPOINTを読み、学ぶ内容のアウトラインをなんとなくでよいので把握し、本文を読んだ後、復習としてもう一度POINTを読むことをお勧めします。方法としてはオーソドックスなものです。学習上大変効果が高いので、ぜひお試しください。(井植)

Point!

P

多数の事例で問題となる場面をイメージ!

第4章 著作権人格権

いずれの場合も、4条にいう「公表」には該当しないことから、18条3項や4項により未公表の著作物が公衆に提供・提示されたとしても、著作権者は引き続き公表権を保持することとなる²⁰⁾。

CASE 4-2の考え方

Aは、短編小説αを創作したので、その著作権者となる。短編小説αは、そのコピーがBとCの手に渡っているものの、限られた仲間内で2人に渡っただけであるから、未だ発行されたとはいえないため、未公表の著作物といえる。したがって、Aは短編小説αにつき公表権を有する。
Bは、未公表の著作物である短編小説αをAに無断でウェブサイトに掲載し、公衆に提示していることから、Bの行為はAの公表権を侵害するものといえる。
Cは、未公表の著作物である短編小説αを、Aの許諾を得て翻訳して英文短編小説βを創作しており、英文短編小説βは短編小説αの二次的著作物といえる。CはこれをAに無断でウェブサイトに掲載し、公衆に提示しているが、Aは、原著物たる未公表の短編小説αのみならず、二次的著作物である英文短編小説βについても公表権を有することから、Cの行為はAの公表権を侵害するものといえる。

POINT

- ◆ 氏名表示権は、著作権者の表示の権利、及び表示する場合の氏名を決定する権利である。
- ◆ 著作権者の表示について、既存の表示を維持すればよい場合がある。
- ◆ 一定の場合に、著作権者の表示が不要となる場合がある。
- ◆ 情報公開法等との関係で、氏名表示権の制限が存在する。

20) 加藤168頁。

第3節 氏名表示権

CASE 4-3] Aは小説αを執筆し、これを小説サークルBに掲載した。小説サークルBを主催するCは、Aの小説αを掲載することに決めた。他の投稿者の小説等もまとめて、一冊の同人誌として頒布した。しかし、その同人誌には、表紙に小説サークルBの発刊のみが記載されており、各小説には著作権者の名前が記載されておらず、あとがきに協力者としてAが著作権者の名前が記載されていた。Cの行為は、Aの氏名表示権を侵害するか。

1 趣旨

世の中に存在する著作物の多くには、著作権者の名前が付されている。著作物が誰の創作によるものかを明らかにすることは、その著作権者にとって極めて重要な人格的利益であろう。自分の作曲した曲が勝手に別人の名義で公開されれば、著作権者の人格的利益が害されることは容易に想像できる。著作権者として実名を表示するか、ペンネームやハンドルネーム(匿名)にするか、そもそも著作権者を表示せず無名とするか、こういった事項は著作権者のこだわりの最たるものであり、著作権者の判断に委ねるべき事項である。

このような著作物に付される著作権者の表示をコントロールする権利が、氏名表示権(19条1項)である。

2 氏名表示権の内容

氏名表示権は、具体的には、①著作権者を表示するか否かを決定する権利、②著作権者を表示する場合に、どのような氏名を付けるかを決定する権利の内容容とするものとされている²¹⁾。

また、公表権について述べたのと同様に(⇒本章第2節②)、二次的著作物についても、原著物の著作権者の氏名表示権が及ぶ(19条1項後段)。したがって、例えば、小説を元にした映画作品については、原著物である小説の著作権者の表示にも注意する必要がある。

21) 加藤170頁、中山489頁。